

店頭外国為替証拠金取引に係るご注意

本取引は、金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引であるため、お客さまより事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘はできない取引です。(注1)

※ この取引に関して行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客さまの要請によるものであることを改めてご確認ください。

本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。したがいまして、本取引を行う場合には、本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

本取引の内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、当社カスタマーセンターまでお申し出ください。なお、本取引についてのトラブル等は、以下のADR（注2）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

当社の苦情処理措置および紛争解決措置

【一般社団法人全国銀行協会 全国銀行協会相談室】

電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

【特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター】

電話番号 0120-64-5005

（注1）ただし、以下に該当する場合は適用されません。

- ・当該取引に関して特定投資家に移行されているお客さまの場合
- ・勧誘の日前 1 年間に、2 以上のお取引いただいたお客さまおよび勧誘の日に未決済の残高をお持ちのお客さまの場合
- ・外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人のお客さまであって、お客さまの保有する資産および負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とする場合

（注2）ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。